

吹田貨物ターミナル駅(仮称)調整会議の設置に関する覚書

吹田市(以下「甲」という。)、摂津市(以下「乙」という。))及び日本貨物鉄道株式会社関西支社(以下「丙」という。))は、次の事項について相互に確認する。

記

1 目的

この覚書は、平成11年1月20日に締結した「梅田貨物駅の吹田操車場跡地への移転計画に関する基本協定書」第1条第4項の規定並びに平成18年2月10日に締結した「吹田貨物ターミナル駅(仮称)建設事業の着手合意協定書」第1条第2項の規定に基づき、貨物取扱量の実績報告等をはじめ具体的課題の調整等を行うための組織を設置することを目的とする。

2 組織の設置

甲、乙及び丙は、吹田貨物ターミナル駅(仮称)の開業日から3箇月以内に吹田貨物ターミナル駅(仮称)調整会議(以下「調整会議」という。)を設ける。

3 調整会議の構成員

調整会議の構成員は、甲、乙及び丙の各2名とする。

4 調整会議の開催

調整会議は、甲、乙又は丙それぞれの求めに応じて開催することができる。

また、この会議にオブザーバーとして大阪府及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業本部西日本支社の出席を要請するものとする。

なお、甲及び乙は必要に応じて各2名以内の住民代表者を会議に出席させることができる。

5 事務局

調整会議の事務局は、丙が務める。

6 資料等の提出

丙は、甲又は乙の求めに応じて貨物取扱量等に関する資料を作成し、調整会議に提出しなければならない。

7 その他

この覚書に定めるもののほか、調整会議の運営について必要な事項については、甲、乙及び丙の協議により別に定める。

平成18年(2006年)2月10日

甲： 吹 田 市
代表者 吹 田 市 長 阪 口 善 雄

乙： 摂 津 市
代表者 摂 津 市 長 森 山 一 正

丙： 日本貨物鉄道株式会社関西支社
支 社 長 河 野 春 樹